

令和5年度会計年度任用職員募集のお知らせ



鷹栖町では、令和5年4月以降採用予定のパートタイム会計年度任用職員の登録を受け付けています。登録を希望する方は、鷹栖町会計年度任用職員採用申込書を提出してください。

【募集職種】

一般事務、指導員、作業員、運転手、管理人、保健師、保育士 など

※募集職種一覧は、町ホームページ又は役場備え付け用紙でご確認ください。

【任用期間】

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

※再度の任用も可能です。また、1年未満の短期の業務もあります。

【勤務時間】

週37時間30分（1日7時間30分）以内

※時間外勤務あり。職種により、土日祝日の勤務もあります。

【報酬】

月給または時間給により支給します。

報酬は職種や業務により異なりますので、募集職種一覧を参考にしてください。

【諸手当】

期末手当、時間外勤務手当、通勤費用

※期末手当は、6か月以上の任用期間があり、1週間平均勤務時間が15時間30分以上の場合に支給します。

【休暇】

年次有給休暇 など

※任用内容により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【加入保険】

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の被保険者となります。ただし、勤務時間が短いなど対象外となる場合があります。

【提出書類】

① 鷹栖町会計年度任用職員採用申込書

- ・様式は役場に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。
- ・希望する職種を必ず記入してください。希望する職種は複数可能記入です。募集職種一覧を参考に記入してください。

② 免許の写し（任用資格で免許が必要な職種のみ）

【採用予定日】

令和5年1月31日までに登録した場合、令和5年4月1日（予定）

※配属される職場によっては、4月2日以降の採用となる場合があります。

※登録者の中から選考を行います。登録者全員の採用を保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【服務】

会計年度任用職員は常勤職員と同様に地方公務員法上の服務に関する規程（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるため、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

【その他】

- ① 申込書に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消す場合があります。
- ② 今回のほか、年度途中に会計年度任用職員の募集を行う場合があります。
- ③ 選考にあたり個別に配慮を希望する場合は、総務企画課までご連絡ください。

【申込先（書類提出先）】

鷹栖町役場 総務企画課総務係

〒071-1292 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

TEL(0166)87-2111

※郵送で提出する場合は、封筒に「会計年度任用職員採用申込書」と朱書きしてください。

4月からの採用を希望する場合、

1月31日(火)までに登録の申込みを行ってください。

